

福井県報

第 2103 号
平成 22 年
1 月 29 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告 示

目 次

- 有害な興行の指定 (五〇・県民安全課) 一
- 有害な図書等の指定 (五一・同) 一
- 障害者自立支援法の規定による指定
自立支援医療機関の指定 (五二・障害福祉課) 二
- 障害者自立支援法の規定による指定
自立支援医療機関の変更 (五三・同) 三
- 障害者自立支援法の規定による指定
自立支援医療機関の辞退 (五四・同) 四
- 漁船保険義務加入の同意成立の届出 (五五・水産課) 四
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法の規定による
大規模小売店舗の変更の届出 (商業・サービス振興課) 五
- 大規模小売店舗立地法の規定による
意見 (同) 五

告 示

福井県告示 50 号

福井県青少年愛護条例 (昭和 39 年福井県条例第 15 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 22 年 1 月 29 日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成 22 年 1 月 20 日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	新婚OL いたずらな桃尻	オーピー映画
映画	義母と郵便配達人 - 禁欲-	新日本映像
映画	色情痴女 密室の手ほどき	オーピー映画
映画	奴隸船	新東宝映画
映画	丸見えやり抜き温泉	オーピー映画

福井県告示 51 号

福井県青少年愛護条例 (昭和 39 年福井県条例第 15 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第 3 項の規

定により公示する。

平成 22 年 1 月 29 日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成 22 年 1 月 20 日

一般雑誌

図 書 等 名	雑誌番号等	制作所、発行所等名
ヤングコミック 2月号	08893-02	(株)少年画報社
コミック ホットミルク 2月号	13941-02	(株)コアマガジン
ペンギンクラブ山賊版 2月号	17973-2	辰巳出版株式会社
K I S S U I 2月号	12955-02	株式会社ジーオーティー
恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版
恋愛美人if 2月号	19615-02	セゾン新社
花音 2月号	17481-02	芳文社
漫画実話ナツクルズ 2月号	18421-2	ミリオン出版(株)

雑誌 (DVD付)

Ｃｈｕｓｓｐｔ 2月号	16151-2	株式会社ワニマガジン社
BOMBER 2月号	08513-02	K K ベストセラーズ
ザ・ベストマガジンスpt 2月号	14077-02	K K ベストセラーズ
TOKYO GAL' s COLLECTION Vol.2	19284-2	(株)大洋出版
DVD MAX おかわり！ Vol.1 5	16782-02	株式会社笠倉出版社
一人暮らしの女の子 Vol.0 0 1	06234-2	(株)東京三世社
美熟 Vol.4	02384-02	笠倉出版社
Boy' s LOVE 2月号	08175-02	(株)ジュネット

福井県告示第52号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年1月29日

福井県知事 西川 一誠

薬局

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	指定日
服部薬局	鯖江市河和田町19-5-1	株式会社 服部薬局	代表取締役 服部陽一	鯖江市河和田町19-5-1	精神通院 医療	22.1.4

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	代表者氏名	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	指定日
社団法人福井県看護協会	福井市北四ツ居町601	社団法人福井県看護協会 訪問看護ステーションふくい	福井市北四ツ居町601	会長 石丸美千代	福井市北四ツ居町601	精神通院 医療	22.1.1

福井県告示第53号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定より、変更の届出を受けたので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年1月29日

福井県知事 西川 一誠

薬局

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	廃止日
北貫堂薬局	福井市文京2丁目4-18	尾崎 靖夫	尾崎 靖夫	福井市文京2丁目4-18	精神通院 医療	18.12.31
ナヒサ薬局	敦賀市元町1-12	名久 圭子	名久 圭子	敦賀市元町1-12	精神通院 医療	20.3.31
日新薬局	福井市日之出5-2-18	有限会社ニッシン 代表取締役 武澤 重幸	有限会社ニッシン代表取 締役 武澤 重幸	福井市大東1丁目5-1	精神通院 医療	19.7.31
ワタナベ薬局	越前市府中1丁目10-6	渡邊 武	渡邊 武	越前市府中1丁目10-6	精神通院 医療	20.9.30
エンザン薬局	福井市北四ツ居3-11-14	有限会社エンザン薬局 代表取締役 山本 秀澄	有限会社エンザン薬局代 表取締役 山本 秀澄	福井市北四ツ居3-11-14	精神通院 医療	21.7.31
株式会社ホームセン ターみつわ 丸岡店薬局	坂井市丸岡町吉政7字 辻田	株式会社ホームセンター みつわ	株式会社ホームセンター みつわ 代表取締役 山本 文雄	福井市川合鷲塚町23-5	精神通院 医療	21.11.27
服部薬局	鯖江市川島町66-27	服部 陽一	服部 陽一	鯖江市川島町66-27	精神通院 医療	21.12.31

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	代表者氏名	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	廃止日
社団法人福井県看護協会	福井市西開発3丁目306	社団法人福井県看護協会訪問看護ステーションふくい	福井市西開発3丁目306	社団法人福井県看護協会	福井市西開発3丁目306	精神通院医療	21.12.31

福井県告示第54号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定の辞退を受けたので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年1月29日

福井県知事 西川 一誠

病院または診療所

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住 所	標榜している診療科目 (担当する自立支援医療 の種類に關係するもの)	担当する 自立支援 医療の種類	辞退日
小津外科医院	小浜市小浜日吉69-1	小津 敦	小津 敦	小浜市小浜日吉69-1	内科	精神通院 医療	22.1.31
医療法人笠原病院	越前市塚町214番地	笠原 文和	理事長 笠原 文和	越前市塚町214番地	小児科	精神通院 医療	22.2.28

福井県告示第55号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成22年1月29日

福井県知事 西川 一誠

小浜市加入区

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第
９１号）第６条第１項の規定による大規模小
売店舗の変更の届出があったので、同条第３
項において準用する同法第５条第３項の規定
により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその
周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項
について意見を有する者は、同法第８条第２
項の規定により、この公告の日から４月以内
に、福井県に対し意見書の提出によりこれを
述べるができる。

平成２２年１月２９日

福井県知事 西川 一誠

- １ 大規模小売店舗の名称および所在地
１００満ボルト福井南本店

福井市江守中町７字２９番４、３０番３
、３１番３、３２番１、３３番１、３４番
１、３４番２、３４番３、３４番４、３５
番１、３５番２、３５番３、３６番、３７
番、３８番、３９番、４０番１、４１番１
２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名また
は名称および住所ならびに法人にあつては
代表者の氏名

株式会社サンキュー

代表取締役 柴田 清一郎

福井市新保町２字３番

- ３ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）１００満ボルト福井南店

（変更後）１００満ボルト福井南本店

- ４ 変更の年月日

平成２１年１２月１９日

- ５ 変更する理由

店舗開店に当たり店舗名称を変更したた

め。

- ６ 届出のあった日

平成２２年１月１８日

- ７ 届出の縦覧場所

- （１）福井市大手三丁目１７番１号

福井県産業労働部商業・サービス業振
興課

- （２）福井市大手三丁目１０番１号

福井市商工労働部ワーケット戦略室

- ８ 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- （１）縦覧期間

公告の日から４月間

- （２）縦覧できる時間帯

午前８時３０分から午後５時３０分ま
で

- ９ 意見書の提出先

福井市大手三丁目１７番１号

福井県産業労働部商業・サービス業振興
課

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第
９１号）第８条第１項の規定により福井市か
ら意見を聴取したので、同条第３項の規定に
より公告する。

平成２２年１月２９日

福井県知事 西川 一誠

- １ 大規模小売店舗の名称および所在地

〈仮称〉ケーズデンキ福井北高柳店

福井市市場周辺土地区画整理事業１２４
街区１ 外５筆

- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名また
は名称および住所ならびに法人にあつては

代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 井川 留雄

茨城県水戸市柳町一丁目１３番２０号

聴取した意見の概要

聴取した意見の概要

- （１）交通について

・特に開店時やイベント時など多数の来客
による交通混雑が見込まれる時は、周辺
住民への周知徹底や交通誘導員を増員す
るなど交通事故防止に配慮すること。ま
た、開店当初は、周辺道路において相当
な混雑が予想されるため、道路（歩道を
含む）および私有地への無断駐車やゴミ
捨て等が発生しないよう、防止に努める
こと。

・車両の店舗用駐車場出入りの際の交通事
故防止の観点から、出入口付近での良好
な視界の確保および一時停止など注意喚
起の看板・路面表示などの設置とその保
全に努めること。特に南側荷捌き車両専
用出入口は、区画歩道６－８号線に隣接
し、また区画同８－２号線の屈曲部付近
であることから、注意喚起の表示のほか
、安全ミラーの設置等の安全対策に努め
ること。

・道路や歩道等への自転車のはみ出しや放
置による近隣への迷惑が生じないように
、管理や利用者への周知等の対策を取る
こと。

- （２）環境について

・屋外照明・広告塔照明を設置する場合は
、光害対策について考慮すること。

・屋外拡声器の使用は、その音量および使
用時間に留意すること。

・廃棄物収集作業にパッカー車による破砕
作業を行う場合は、騒音防止に配慮する
こと。

・グリーンストラップを適切に管理し、悪臭
の発生防止に努めること。

・早期の荷捌きには、特に騒音に注意する
こと。

- （３）道路について

・建物および駐車場より排出される雨水に
ついて、一定の道路側溝に集中しないよ
う、排水系統ならびに流末処理を検討す
ること。

・周辺の車道、歩道および道路側溝の除草
、清掃等の環境美化に協力すること。

- （４）清掃整備について

・廃棄物の収集、運搬、処分については、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
を遵守のうえ一般廃棄物は市、産業廃棄
物は県の許可を得た業者により適切に処
理すること。

・より一層の廃棄物の減量化および資源化
に努めること。

・リサイクル可能なものについては、積極
的なリサイクルに努めること。

- （５）その他

・地域づくりへの参画・協力に努めること
。

・地元からの雇用確保に協力すること。

・環境・省エネルギー対策および景観形成
へ協力すること。

・防犯、青少年非行防止対策を推進するこ
と。

・地産地消・地産販売拡大に努めること。

・災害対策に協力すること。

- ４ 聴取した意見の縦覧場所

- （１）福井市大手三丁目１７番１号

福井県産業労働部商業・サービス業振
興課

- （２）福井市大手三丁目１０番１号

福井市商工労働部ワーケット戦略室

- ５ 聴取した意見の縦覧期間および縦覧でき
る時間帯

- （１）縦覧期間

公告の日から１月間

- （２）縦覧できる時間帯

聴取した意見の概要

聴取した意見の概要

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分ま
で

平成二十二年一月二十九日印
平成二十二年一月二十九日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一
福井県福井市西開発三丁目七一五

福 井 県
白崎印刷(株)

☎ 〇三六三〇〇